

視察・研修報告書

視察・研修先	地方議会総合研究所
日時	平成30年5月9日(水)～5月10日(木)(日程上、前泊あり)
場所	京都テルサ東館2階研修室
テーマ	議員・議会活動の基本を学ぶ
対応者 (講師)	廣瀬 和彦氏 地方議会総合研究所所長・明治大学政治経済学部講師
概要	
議員・議会活動の基本を学ぶ	
1. 議員とは	
(1) 議員としての役割と使命 (2) 議員活動における留意点	
○支持者や利益団体等の個別具体的な利益を単に反映するのではなく、地方自治体全体に通じる意見・要望として反映すること、また中立公平の立場に立ち、様々な住民の意見等を勘案したうえで自らの信念に基づき討議や表決等を行うこと＝住民の範たる行動。	
2. 議員が有する権利・義務	
(1) 動議提出権(2) 質疑・質問、討論等の発言権(3) 表決権(4) 議長選挙等を行う際の選挙権(5) 表決に際しての投票方法等の要求権(6) 異議申立て権(7) 事件等の撤回権(8) 臨時会の招集請求権(9) 本会議の開議請求権(10) 委員会の招集請求権(11) 議案の提出権(12) 議員としての資格要求権(13) 侮辱者に対する処分要求権(14) 請願の紹介権(15) 議員報酬・費用弁償・期末手当の受給権	
○議員報酬＝生活給ではない、定数や報酬を減額することは自ら議員活動を見下す行為。 費用弁償＝廃止してはならない。最小限度の公務費用は必ず発生する。 期末手当＝生活給ではないので期末手当という考えは矛盾する。廃止が望ましい。	
○条例の提案権＝首長のみ、議員のみ、両者提案権を有する条件がある。	
○条例と罰金＝地方自治法14条で懲役刑や罰金を科することは可能であるが、異議申し立てが出た場合裁判になる。但し過料は行政罰である。	
○議員の守秘義務＝特別公務員であり守秘義務を負わないが、家族や知人に漏洩罪に。	
○損害賠償の議案＝相手方や賠償金については守秘義務が生じる、審査に必要な場合は当該委員会を秘密会にして審査するのが賢明である。	
3. 議会の権限	
(1) 議決権(条例制定権等15項目の議決権・地方自治法96条2項の活用手法)(2) 選挙権(議会における選挙手続き・投票の効力に対する異議・立候補制等の活用)(3) 監視権を強化する(報告及び書類受理権・検閲検査権・監査請求権・調査権・承認権・同意権・不信任議決権)(4) 意見表明権(意見書提出権・諮問答申権・請願受理権)(5) 自律権(決定権・自主解散権等)	
○自治法96条2項の趣旨＝議会の地位の尊重と機能の強化にある。	
○契約案件＝議決額は首長の執行権の侵害にならない為に設定する。 但し1件の契約を分割にして契約金額を下げることは脱法行為である。	

- 議選監査委員の廃止は必ずしも重要事項ではない、監査委員は執行機関の一員であり執行機関が提示しない情報も得ることができる。議選監査委員が定例で報告をしている場合は、議会の情報源とする事ができる。一般質問を行うと情報漏洩罪に問われる。
- 監視権＝調査権（法 100 条）・承認権（専決処分等）・同意権（人事）・不信任議決権
- 検閲検査権＝法 98 条の規定により、議会としての権限を有する。

執行機関への資料提出要求の法的根拠であるが、議員個人にはない。

- 100 条調査権＝当該事件の再発防止及び適正執行に関する調査（結論が出ない）。

4. 質問・質疑を効果的に活用する手法とは

(1) 質問の意義と種類 (2) 質問通告と事前聞き取り・答弁調整 (3) 一問一答と一括質問・一括答弁のメリット・デメリット (4) 第三セクター等への質問 (5) 外交問題等に対する質問 (6) 長・議長・事務局長に対する質問 (7) 質問時間の取扱い (8) 無通告質問の取扱い (9) 重複質問 (10) 質問における要望 (11) やってはいけない 9 つの質問例 (12) より良い答弁を引き出すための 5 つの方策 (13) 質問を行う際に準備すべき 5 項目 (14) 質問をするに当たっての情報取得方法 (15) 質疑で勘違いしやすいこと

5. 予算・決算審議とは

- (1) 予算の種類と内容 (2) 予算提出時期と提出資料 (3) 予算の審議手法 (4) 予算編成過程への関与の是非 (5) 予算委員会と正副議長の取扱い (6) 予算に対する修正 (7) 補正予算への修正留意点 (8) 予算に対する修正以外の意思手法（組替え動議・附帯決議・執行留保） (9) 決算の意義と役割 (10) 平成 29 年地方自治法改正の決算及び監査委員規定 (11) 決算提出時期及び決算認定の留意点 (12) 監査委員の決算に対する質問・質疑の是非
- 議会は長に対し予算編成過程の資料を要求することはできない（執行権の侵害）。
- 分割付託は議案一体の原則が守られていない。予算・決算委員会に付託する。
- 予算の減額修正は問題ないが、増額修正は首長の予算提出権の侵害に当たる。
- 決算の認定の意義は、議会が決算の内容を審査し、予算の執行が適法かつ適正に行われていることを地方公共団体の意思として確認する行為。不承認しても決算の効果に影響はない。

所 感

講師の廣瀬氏の講演は非常に判り易い、昼食をはさんで 6 時間の集中講義であってももっと聞きたい項目がたくさんあった。概要に項目を載せているが、付随した項目がふんだんにあり、資料も分厚い。本市の議会規則や先例が、時代の変遷に合っているか、自治法の改正に適応しているのか、議運や会派だけでなく議会全体として、精査することも必要ではないだろうか。

例えば一般質問の順番は、提出順ではなく議運で協議して順番を決めている議会も多いとある。質問内容も要望にならないように、また執行部の事業の宣伝にならないように、事前聞き取りの方法も議運で調整すべきなのかも知れない。

— 作成者 松下 真一 —